

名教委学 第1024号  
令和2年8月28日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会  
教育長 岸本 敏孝  
(公印省略)

### 小中学校における部活動等の再開について (通知)

名護市立小中学校における部活動等については8月14日付け名教委学948号「部活動等及び学校施設開放の自粛の延長について(通知)」で通知していましたが、

このたび、8月27日付け教保873号「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について(令和2年8月27日時点)」等を踏まえて、今後の小中学校の部活動等のありかたについても、とりまとめたので、下記の通り通知します。

沖縄県は、8月29日までの緊急事態宣言を、さらに延長する見込みで、旧盆期間中を含めた感染拡大防止について県民の協力を求める可能性があります。つきましては、各学校においても同様の認識の下、新型コロナウイルス感染拡大防止に引き続き努めていただきながら、指導をお願いします。

### 記

部活動等の活動については、今後も、3密を避けるなど新型コロナウイルス感染症防止対策に極力配慮を継続しながら、8月27日付け教保873号「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」の別紙1-2や、「名護市運動部活動等の在り方に関する方針」(令和元年7月)に基づき、活動を実施する。

#### 1 部活動等の活動再開開始日及び活動時間等について

##### (1) 緊急事態宣言が延長された場合

① 活動再開日 令和2年8月31日(月)(8月30日までは活動を自粛する)

② 活動時間

(1) 平日は中学校2時間程度、小学校2時間以内での活動を行う。

(2) 土日休日は3時間程度の活動を行う。

③ 対外試合や他校との校外での活動等について

対外試合や他校との校外での活動等については、県の緊急事態宣言期間中の感染拡大防止の観点から、自粛する。

##### (2) 緊急事態宣言が解除された場合

① 活動再開日 令和2年8月31日(月)(8月30日までは活動を自粛する)

② 活動時間 各学校で決めた時間帯通りで活動する。

③ 対外試合や他校との校外での活動等について

対外試合や校外での活動等は実施してもよいが、対外地域の感染レベル(県立学校で示されている資料を参考)を考慮し、担当教師1人で判断せず、学校管理者へ相談し承諾の上、各学校で実施するか判断する。

#### 2 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に係る、学校休業が続いた為、児童生徒の体力の低下が心配されます。急に負荷をかけた運動をしない等、発達段階や健康状態に配慮した指導をお願いします。

(2) 今後の活動についても、別添 8月27日付け教保873号「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」の別紙1-2を参考に、新型コロナウイルス感染症防止対策に極力配慮しながら、活動を行ってください。

◇本件担当◇ 名護市教育委員会 学校教育課  
指導主事 根路銘国太